

福島県食品の安全確保に係る基本方針

1 趣旨

近年、日本人のライフスタイルの変化に伴い、食品を取り巻く状況は多様化の一途を辿っている。また、国際化の進展や食品の加工・保存技術の著しい向上により、輸入食品をはじめ様々な食品が広域的に流通し、県民の食生活は豊かなものとなっている。

これまで本県では、食品の安全確保に向け、生産・製造・流通販売段階において監視指導や検査等を実施し、違反食品の排除等に努めてきた。

しかしながら、国内におけるBSEの発生以降、消費者の食品の安全に対する関心は急速に高まっており、最近においても食品の不適正表示や輸入食品への薬物等の混入事件の発生、相次ぐ異物混入や表示違反による食品の回収などにより、消費者の不安はこれまでにも増して大きなものとなっている。

そこで県は、消費者の視点を重視した食品の安全確保を県政の重要課題の一つとして捉え、食品の安全確保及び消費者の安心確保を目的として生産から消費に至る一貫した食品安全対策に取り組むため、本方針を策定する。

2 基本理念

県民の健康保護を最優先し、食品の安全を確保して、安全で安心できるくらしを実現する。

3 視点

- (1) 消費者の視点を重視し、食品の安全確保及び消費者の安心確保に取り組む。
- (2) 事業者、消費者及び行政が、それぞれの情報を共有しながら信頼関係を構築する。

4 行政、事業者の責務及び消費者の役割

(1) 行政の責務

- ・県民の健康保護を図るため、食品の安全の確保に関する施策を策定し実施するとともに、県民の健康を脅かす事態が発生した際は迅速に対応する。
- ・消費者の安心を確保するため、食品の安全に関する正しい情報の提供に努める。

(2) 事業者の責務

- ・食品の安全を確保するための一義的な責任を有し、法令等を遵守しながら安全な食品の提供に努める。

(3) 消費者の役割

- ・自ら進んで食品の安全に関する必要な正しい知識を修得するとともに、安全な食生活を自ら守ることに努める。
- ・食品の安全確保に関する施策に協力し意見を表明する。

5 施策等の方向

(1) 生産・製造・流通販売

生産及び製造者は、関係法令を遵守し、定期的な自主検査の実施など自主管理を徹底するとともに、安全な食品の生産・製造及びわかりやすい適正な表示に努める。

流通販売業者は、食品の保存条件や期限表示を遵守した衛生的な取り扱いを徹底するとともに、食品の安全を最優先とした事業経営を図り、安全な食品の流通・販売に努める。

(2) 監視・指導

行政は、生産段階において、農薬等の適正使用について監視指導を強化する。

製造、流通販売段階においては、食品の製造・加工施設や輸入食品の流通販売施設等に対し専門的な監視指導を実施する。

また、生産から流通販売の各段階において、農畜水産物のトレーサビリティーシステムを推進するとともに、関係法令に基づき消費者にとってわかりやすい表示の指導に努める。

(3) 検査・調査研究

行政は、生産、製造、流通販売段階における残留農薬、食品添加物等の検査を強化し安全な食品の流通を確保するとともに、環境汚染物質等の環境及び食品への影響や汚染実態の把握に努める。

また、検査機関の信頼性確保を図るとともに、新開発食品や新たに策定される基準等に迅速に対応した検査機器の整備や検査手法の調査研究に努める。

(4) 支援・連携

行政は、消費者や事業者が行う食品安全及び安心確保のための活動等を支援する。

また、情報の共有と迅速な危機管理対応に向けた連携を図るとともに、県産品の安全を高めながら地産地消を推進する。

(5) 情報の提供と総合的な取り組み

行政は、関係部局等が一体となって、食品の安全確保のための現状把握と課題の解消に努めるとともに、各種施策の策定において広く県民との情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を行い、県民の意見の反映に努める。

また、収集・蓄積した情報の整理と迅速かつ正確な公開に努めるとともに、食品安全確保のための知識の積極的な普及啓発を図る。

さらに、多様化する食品や新たな問題に迅速に対応するため、職員の資質の向上を図り、科学的根拠に基づいた助言・指導等に努める。

事業者は、食品の安全に関する自己責任を認識し、食品等の安全に関する情報の収集に努めるとともに、食品の安全確保に向けた適切な体制を構築し実行する。

また、不適切な食品の生産、製造、流通販売等に関する情報の速やかな提供に努めるとともに、行政の助言指導等に従い、被害の拡大防止や再発防止に向けた適切な措置を講じる。

消費者は、食品の安全に関する正しい知識の修得と理解により、適切な情報の選択、収集を図り、自ら安全な食品の入手と食品の安全な取り扱いに努める。